

大紀町
第2期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

(検討案)

令和6年3月

大 紀 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の構成と期間	4
4 障がい福祉に関する制度・施策等の主な動き	5
5 計画の進行・管理	9
第2章 障がいのある人の現状	13
1 人口の状況	13
2 障がいのある人（子ども）の状況	15
3 障がいのある人（子ども）の就学等の状況	20
4 各種サービスの提供状況	21
5 人的資源の状況	25
6 アンケート調査結果	27
第3章 基本的考え方	39
1 基本理念	39
2 計画推進の基本原則	40
3 計画の体系	41
第4章 障がい者福祉施策の推進	45
1 多様性を認め合う共生社会づくり	45
2 生きがいを実感できる共生社会づくり	49
3 安心を実感できる共生社会づくり	53
第5章 障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策	61
(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)	
1 障がい福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方	61
2 令和5年度の成果目標	63
3 障がい福祉サービスの見込値	68
4 地域生活支援事業の見込値	81
資料	91
1 大紀町自立支援協議会設置及び運営要綱	91
2 大紀町自立支援協議会と会議の流れ	94
3 大紀町自立支援協議会委員名簿	95
4 計画策定の経過	96

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がい者が有する人権や自由を確保し、障がい者固有の尊厳を大切にすることなどを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が平成18年に国連で採択され、国においては、その批准に向け、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成24年10月施行）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28（2016）年4月施行）など国内法の整備が進み、平成26（2014）年1月20日に条約が批准され、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが強化されています。

また、令和4年12月に「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、障がい者に関する法律や制度が目まぐるしく変化していくなか、国が定めた「障害者基本計画（第4次）」では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」が掲げられ、障がい者本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっています。

大紀町においては、こうした障がい者施策の動向を踏まえた障がい福祉サービスの提供等障がい者施策に取り組んできましたが、「大紀町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が令和5年度末をもって計画期間を満了することから、「大紀町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、それぞれの計画が相互に調和のとれた計画とすると、国や県の計画や方針、町の総合計画、その他の関連計画と整合を図りながら策定します。

3 計画の構成と期間

本計画は3つの個別計画から構成されており、それぞれの計画期間は以下のとおりです。

「大紀町第3期障がい児福祉計画」は「大紀町第7期障がい福祉計画」と一体の計画として策定します。

なお、国の法律や制度の改正の状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大紀町第2期障がい者計画					
大紀町第6期障がい福祉計画 (大紀町第2期障がい児福祉計画)			大紀町第7期障がい福祉計画 (大紀町第3期障がい児福祉計画)		

計画構成	計画期間	計画の概要
大紀町第2期障がい者計画	令和3~8年度 (6年間)	障害者基本法第11条第3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障がいのある人が地域の中で共に暮らす社会を実現するため、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。
大紀町第7期障がい福祉計画	令和6~8年度 (3年間)	障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。
大紀町第3期障がい児福祉計画		児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障がい福祉計画と一体のものとして策定する。

「障がい者計画」は本町の障がい者施策の基本計画としての機能を有し、「障がい福祉計画」は「障がい者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、障がい福祉計画は障がい者計画等の障がいのある人の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

4 障がい福祉に関する制度・施策等の主な動き

近年の障がい者施策に関する動向は、以下のとおりとなっています。

(1) 「障害者基本法」の改正

障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成 23 年 8 月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

(2) 「障害者総合支援法」の改正

障がい福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

主なものは、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成 25 年 4 月 1 日から施行（一部、平成 26 年 4 月 1 日施行）されました。

また、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後 3 年（平成 28 年 4 月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 5 月に成立しています。

さらに、令和 4 年 12 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正の趣旨として、障がいのある人の地域生活や就労の支援の強化によって、それぞれ希望する生活を実現することを掲げています。この法律は、令和 6 年 4 月 1 日より施行されます。

**■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部
を改正する法律(概要)■**

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実**
 - ①地域生活支援拠点の整備
 - ②心身の状態に応じた包括的な支援の充実
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**
 - ①就労アセスメントを活用した「就労選択支援」を創設
 - ②重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の就労機会の拡大
 - ③企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置の強化
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**
 - ①入院者の気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」の創設
 - ②虐待防止のための取組の推進
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**
 - ①難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携の推進
 - ②難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化

(3) 発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。この改正では、発達障がいのある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”的定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障がいのある人の支援のための施策について、発達障がいのある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、発達障がいのある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

(4) その他の障がい者施策をめぐる近年の動き

① 「障害者虐待防止法」の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてが含まれています。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

② 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行
障がいのある人が自立した生活を送るうえで、就労により経済的な生活基盤を確保することは重要な要素の一つです。そこで平成 25 年 4 月 1 日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体等においては、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられました。

③ 「障害者雇用促進法」の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が平成 25 年 6 月に改正され、平成 28 年 4 月 1 日から（一部は、平成 25 年 6 月又は平成 30 年 4 月から）施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

○障害者の範囲の明確化 [平成 25 年 6 月 19 日施行]

○障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務

[平成 28 年 4 月 1 日施行]

○法定雇用率の算定基礎の見直し [平成 30 年 4 月 1 日施行]

また、令和元年度にも改正が行われ、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとしています。

④ 「障害者差別解消法」の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年 6 月成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

⑤ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月成立し、同月 13 日から施行されました。この法律は、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律です。具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などが内容として含まれています。

■障害者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4月） 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月）
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8月）
平成 24 年	「障害者虐待防止法」の施行（10月）
平成 25 年	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部施行（4月） 国において「障害者基本計画（第3次）」の策定（9月）
平成 26 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） 日本が「障害者権利条約」を批准（1月）
平成 27 年	「障害者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大
平成 28 年	「障害者差別解消法」及び「児童福祉法」の施行（4月） 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月） 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月）
平成 30 (2018) 年	「改正障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」の施行（4月） 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（6月） 国において「障害者基本計画（第4次）」の策定
令和元 (2019) 年	「視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律」の施行（6月）
令和 2 (2020) 年	「改正障害者雇用促進法」の施行（4月） 「改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部施行（6月） 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の公布（6月）
令和 4 (2022) 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の公布（12月）

5 計画の進行・管理

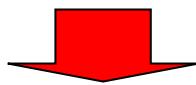
国の基本指針では、計画に定める事項について定期的な調査、分析評価を行い、必要がある場合は計画の変更やその他必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本計画においては、第5章 障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）に関してPDCAサイクルによる計画の進行・管理を進めることとします。

基本指針

障がい福祉計画策定に当たっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込み量の見込み方の提示

計画 (Plan)



「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込み量の設定やその他確保方策等を定める。

改善 (Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。

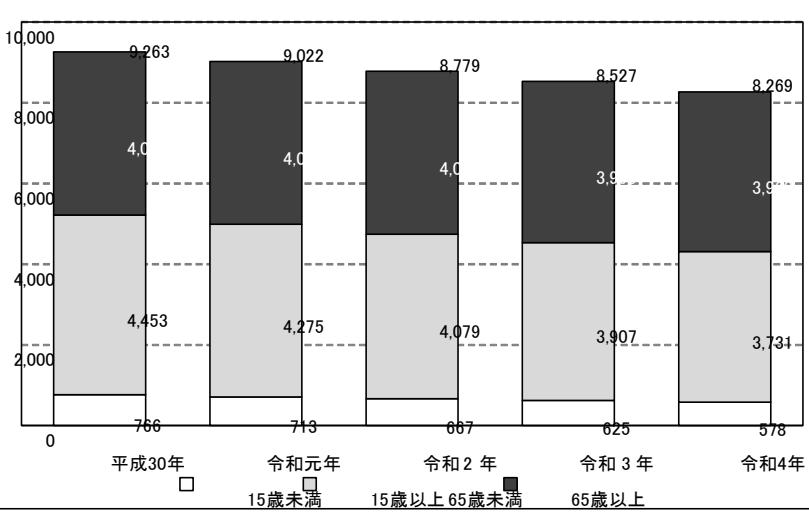
実行 (Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価 (Check)

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。

第2章 障がいのある人の現状

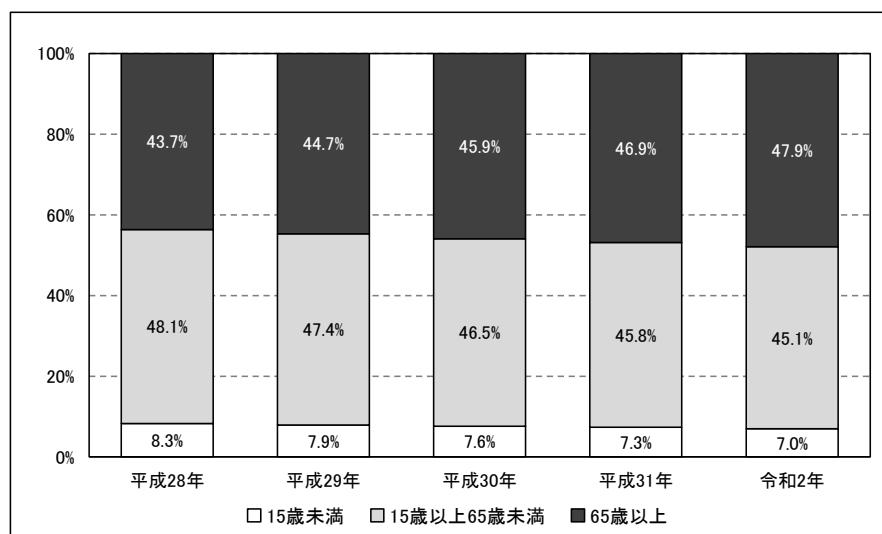


総人口の推移をみると、年々減少しており、令和2年は8,269人でした。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）はともに徐々に減少しており、令和2年には年少人口は7.0%、生産年齢人口は45.1%となっています。一方、老人人口（65歳以上）はほぼ横ばいから微減となっており、令和2年の高齢化率は47.9%となっています。

総人口の推移

年齢3区分別人口の割合



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

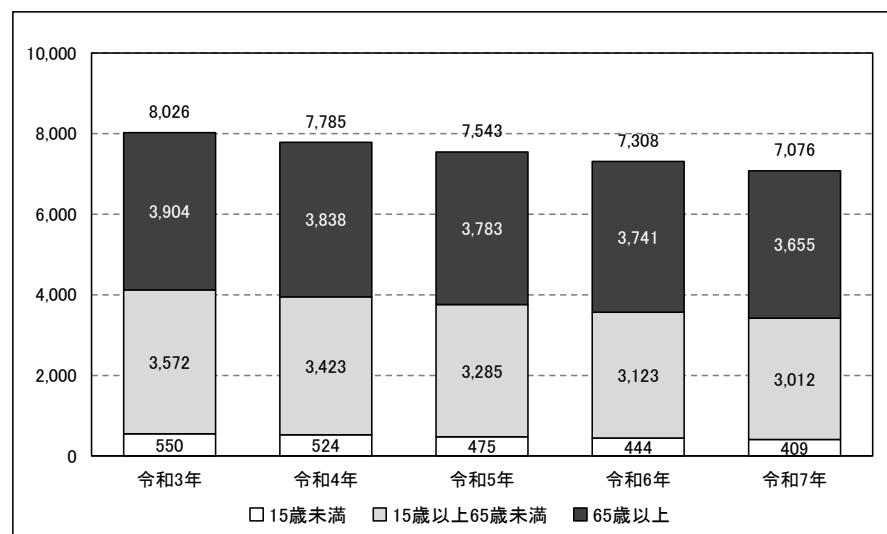
② 将来人口・年齢別人口の推計

本町の将来人口は、今後も人口は減少し続けるものと予測されており、令和7年には約1,000人減少した7,076人と推計されています。

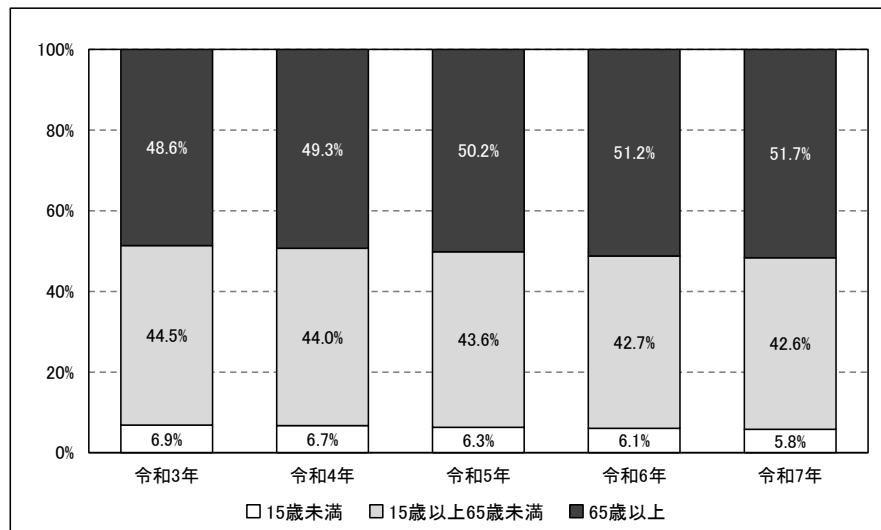
年齢3区別人口の推計をみると、全ての区分で減少する推計となっていますが、生産年齢人口の減少が大きくなっています。

総人口が減少する中で、老人人口の割合は増加し続け、令和7年の高齢化率は51.7%と予測されています。

総人口の将来推計



年齢3区別人口の割合



資料：コーホート変化率法（同じ期間に生まれた人々について、過去における実績人口の動勢から「変化率」求め、それに基づき将来人口を推計する方法）による推計結果

2 障がいのある人(子ども)の状況

(1) 身体障がい者(児)の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

令和4年4月1日現在、町内で身体障害者手帳を所持している人は500人となっています。平成29年度からの年次推移をみると、平成29年度の580人から80人減少しており、18歳以上の所持者が多く減少しています。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率
0-17歳	4	6	4	4	4	4	66.7%
18歳以上	576	568	546	522	503	496	86.1%
計	580	574	550	526	507	500	86.2%

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

令和4年度の等級別でみると、1級が最も多く163人となっており、次いで4級が118人、3級が97人となっています。

平成29年度からの年次推移をみると、1級・2級・3級・4級は減少し、5級・6級はほぼ横ばいの推移となっています。

障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	174	177	167	157	161	163
2級	75	73	68	66	54	51
3級	121	121	115	106	99	97
4級	139	133	130	129	124	118
5級	32	30	29	27	28	28
6級	39	39	41	41	41	43
計	580	574	550	526	507	500

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

② 障がいの種類別人数

令和4年度の障がいを種類別でみると、肢体不自由が241人と最も多く、次いで内部障がいが175人、聴覚平衡機能障がいが50人、視覚障がいが25人の順となっています。

平成29年度からの年次推移をみると、全体的に減少していますが、内部障がいはほぼ横ばいとなっています。(18歳未満は少人数のため含めていません。)

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率
視覚障がい	18歳以上	35	36	36	31	26	25	71.4%
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	-%
聴覚平衡機能障がい	18歳以上	53	50	50	49	48	50	94.3%
	18歳未満	1	1	1	1	1	1	100%
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳以上	3	3	2	3	5	5	166.7%
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	-%
肢体不自由	18歳以上	315	305	288	271	258	241	76.5%
	18歳未満	3	5	3	3	3	3	60.0%
内部障がい	18歳以上	170	174	170	168	166	175	102.9%
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	-%
計	18歳以上	576	568	546	522	503	500	86.2%
	18歳未満	4	6	4	4	4	4	66.7%

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

令和4年度の等級別でみると、1級では162人のうち113人が内部障がいとなっており、2級以下は肢体不自由が多くなっています。肢体不自由では4級(75人)が最も多くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の内訳 (人)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
視覚障がい	18歳以上	12	5	2	1	3	2	25
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
聴覚平衡機能障がい	18歳以上	0	10	5	8	0	27	50
	18歳未満	0	1	0	0	0	0	1
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳以上	0	0	5	0	-	-	5
	18歳未満	0	0	0	0	-	-	0
肢体不自由	18歳以上	37	35	56	75	24	14	241
	18歳未満	1	1	0	0	1	0	3
内部障がい	18歳以上	113	0	28	34	-	-	175
	18歳未満	0	0	0	0	-	-	0
計	18歳以上	162	50	96	118	27	43	496
	18歳未満	1	2	0	0	1	0	4

※令和4年度4月1日現在

資料:健康福祉課

(2) 知的障がい者（児）の状況

① 療育手帳の所持者数の推移

令和4年4月1日現在、町内で療育手帳を所持している人は79人となっています。

平成29年度からの年次推移をみると、18歳以上ではやや増加傾向にあり、18歳未満ではほぼ横ばいとなっています。

年齢別療育手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率
0-17歳	13	15	12	15	13	14	107.7%
18歳以上	56	56	58	56	65	65	116.1%
計	69	71	70	71	78	79	114.5%

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

② 障がいの程度別人数

令和4年度の障がいを等級別でみると、A2（重度）が23人と最も多く、次いでB1（中度）が22人、B2（軽度）が19人、A1（最重度）が12人の順となっています。

平成29年度からの年次推移をみると、18歳以上では全体に横ばいである一方、18歳未満ではB1（中度）とB2（軽度）で増加傾向となっています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率	
A1 (最重度)	18歳以上	12	12	11	10	11	11	91.7%
	18歳未満	2	2	1	1	1	1	50.0%
A2 (重度)	18歳以上	23	23	23	23	23	23	100.0%
	18歳未満	3	3	3	3	3	3	100.0%
B1 (中度)	18歳以上	12	13	13	11	17	17	141.7%
	18歳未満	2	3	3	5	4	5	250.0%
B2 (軽度)	18歳以上	9	8	11	12	14	14	155.6%
	18歳未満	6	7	5	6	5	5	83.3%
計	18歳以上	56	56	58	56	65	65	116.1%
	18歳未満	13	15	12	15	13	14	107.7%

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

(3) 精神障がい者（児）の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和4年4月1日現在、町内で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は123人となっています。

平成29年度からの年次推移をみると、平成29年度の86人から令和2年度には124人へと38人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率
0-17歳	1	1	0	1	1	1	100.0%
18歳以上	85	93	97	108	119	123	144.7%
計	86	94	97	109	120	124	144.2%

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

② 障がいの程度別人数

令和4年度の障がいを等級別でみると、2級が85人と最も多く、次いで3級が28人、1級が11人の順となっており、平成29年度からの年次推移では2級が22人の増加、3級が15人の増加となっています。

障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	10	10	9	9	11	11
2級	63	69	72	78	83	85
3級	13	15	16	22	26	28
計	86	94	97	109	120	124

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

③ 通院医療費公費負担受給者

令和4年度の受給者は221人となっており、平成29年度からの年次推移では65人の増加となっています。

自立支援医療受給者証所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率
0-17歳	1	2	1	2	1	1	100.0%
18歳以上	155	171	182	197	211	220	141.9%
計	156	173	183	199	212	221	141.7%

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

(4) 重複障がい者(児)の状況

令和4年4月1日現在、町内で身体障害者手帳と療育手帳の両方を所持している重複障がい者は10人となっています。

年齢別重複障がい者(児)の状況

(人)

区分	0~17歳	18~64歳	65歳以上	計
身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数	1	8	1	10

※令和4年度4月1日現在

資料:健康福祉課

(5) 発達障がい児の状況

令和2年度の発達障がい児の状況をみると、28人となっており、小学生にあたる6-12歳が14人と最も多くなっています。

発達障がい児の状況

(人) (%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減率
0-5歳	11	11	10	5			%
6-12歳	9	9	9	14			%
13-18歳	10	11	10	9			%
計	30	31	29	28			%

※各年度4月1日現在

資料:健康福祉課

(6) 難病患者の状況

令和2年4月1日現在、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づき、県の特定医療費助成制度を受けている本町の難病のある人は70人となっています。

なお、平成25年度から、130の疾病の難病患者（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む。）が障害福祉サービス等の受給対象者となりましたが、対象疾病が拡大され、令和元年7月1日には、対象疾病が361となっています。

特定医療費助成制度の対象者数の状況

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	70		

※各年度4月1日現在

資料:三重県伊勢保健所

3 障がいのある人(子ども)の就学等の状況

(1) 小学校入学前の障がい児の教育・療育等

① 保育園

令和2年12月1日現在、町内には保育園が5か所あり、6人の障がい児が通っています。

また、加配保育士数は4人となっています。

保育所の状況

(人)

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育園	在籍児数	6	17	22	21	43	33	142
	在籍障がい児数	0	0	0	1	3	2	6
	加配保育士数	0	0	0	1	2	1	4

※令和2年12月1日現在

資料:健康福祉課

(2) 小・中学校、特別支援学校への通学状況

令和2年12月1日現在、町内には4か所の小学校、2か所の中学校があります。このうち特別支援学級の小学校に通っている障がいのある生徒は14人、中学校に通っている障がいのある生徒は6人となっています。

また、令和2年12月1日現在、特別支援学校に通学している児童・生徒は5人となっています。

小・中学校の特別支援学級の状況

区分	学校数(校)	障がい児数(人)
小学校	4	14
中学校	2	6
計	6	20

※令和2年12月1日現在

資料:教育委員会

特別支援学校の通学状況

(人)

種別	学校名	小学部	中学部	高等部	計
特別支援学校	三重県立特別支援学校 玉城わかば学園	0	0	5	5

※令和2年12月1日現在

資料:教育委員会

4 各種サービスの提供状況

(1) 保健・医療サービス

① 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、心身の発達の遅れ等、乳幼児の異常を早期に発見し、適切な支援を進めていくために行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図る上で非常に重要です。

乳幼児健康診査は、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に行われています。

4か月児健診

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(人)	20	24	19
受診者数(人)	19	23	19
受診率 (%)	95.0	95.8	100.0

10か月児健診

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(人)	19	18	25
受診者数(人)	19	17	23
受診率 (%)	100.0	94.4	92.0

1歳6か月児健診

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(人)	40	18	25
受診者数(人)	40	17	25
受診率 (%)	100.0	94.4	100.0

2歳6か月児健診

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(人)	29	40	22
受診者数(人)	28	36	22
受診率 (%)	96.6	90.0	100.0

3歳6か月児健診

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(人)	49	27	42
受診者数(人)	47	25	41
受診率 (%)	95.9	92.6	97.6

※各年度末現在

資料: 健康福祉課

(2) 心身障がい者(児) 医療費の助成

心身障がい者(児) 医療費の助成は、令和2年度で受給者が455人、件数が8,098件、助成合計額が30,661千円となっています。

重度心身障がい者(児)医療費の助成

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数(人)	455		
助成件数(件)	8,098		
助成額合計(千円)	30,661		

※各年度末現在

資料:健康福祉課

(3) 自立支援医療による自己負担額の軽減

障がいのある人が、その障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するものです。

対象となる主な障がいは、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由によるもの、内部障害によるもの、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害となります。また、精神疾患を有し通院による医療になります。

自立支援医療制度による助成は、令和4年度で受給者が225人となっており、全体としてはほぼ横ばいとなっています。

自立支援医療制度

(件)

医療区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	4	4	4
育成医療	1	0	0
精神通院医療	199	212	221
計	204	216	225

※各年度末現在

資料:健康福祉課

(4) その他のサービスの状況

① 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は、障がいのある人の自立促進や社会参加のため、身体障害者手帳を持っている方に対し、身体上の障がいを補うための用具（補装具）の交付・修理を行っています。

全体的に増加傾向になっています。

補装具の交付・修理の状況

(件)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 肢	1	0	0	3	1	2
装 具	6	4	7	9	5	8
座位保持装置	0	0	0	0	1	0
盲人安全つえ	0	0	0	0	3	0
義 眼	0	0	0	0	0	0
眼 鏡	0	0	1	0	0	0
補聴器	高度難聴	0	0	6	1	5
	重度難聴	0	0	0	0	1
	耳あな型	0	0	0	0	0
	骨導式	1	1	0	0	0
車いす	普通型	1	2	0	4	3
	その他	3	0	0	2	0
電動車いす	0	0	0	0	0	1
歩行器	0	1	1	1	3	0
頭部保護帽	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	1	0	0	0
意思伝達装置	0	0	0	0	0	0
計	12	8	16	20	23	17

※各年度末現在

資料:健康福祉課

② 障害者福祉サービス利用者負担額減免補助金

障がいのある人等の自立支援と社会参加を促進するため、障がい福祉サービス（居宅系サービスに限る）の利用にかかる負担額の軽減を図るもので

障害者福祉サービス利用者負担額減免事業の延べ支給状況

(件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
減免件数	13	10	16

※各年度末現在

資料: 健康福祉課

③ 透析患者通院費補助金

人工透析治療等のために多頻度の通院を強いられる障がいのある人等の経済的負担の軽減を図るもので

透析患者通院費補助事業の延べ支給状況

(件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	12		

※各年度末現在

資料: 健康福祉課

5 人的資源の状況

(1) 専門職の状況

令和2年4月1日現在の本町における各種専門職の状況は、保健師が6人、管理栄養士が1人、介護福祉士が9人、介護支援専門員が5人、ヘルパーが12人、社会福祉士が2人となっています。

職種	町	社会福祉協議会	計
保健師	5	1 (包括支援センター)	6
管理栄養士	1	0	1
介護福祉士	0	9	9
介護支援専門員	0	5	5
ヘルパー	1	11	12
※社会福祉士	1	1	2

※令和2年4月1日現在(資格重複あり)

資料:健康福祉課

(2) 相談員の設置状況

令和2年4月1日現在、本町には民生委員・児童委員が41人、委託先の社会福祉協議会において大紀町障がい者（児）相談支援センターを設置し、相談支援専門員3人の配置となっています。

身近な相談や支援活動等、地域福祉の担い手として、地域の実情にあった活動を行っています。

職種	人員
民生委員・児童委員	41
相談支援専門員	2

※令和2年4月1日現在

資料:健康福祉課

(3) ボランティア団体等の登録状況

本町においては、令和4年4月1日現在では、7団体がボランティア団体として大紀町社会福祉協議会に登録しており、登録人員は、団体、個人登録者を合わせると146人になります。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体	団体数	7		
	(人数)	144		
個人		2		
計		146		

※令和2年4月1日現在

資料:社会福祉協議会

6 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画アンケート調査結果

(1) 調査の目的

アンケート調査は、「第2期障がい者」・「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がいのある人やない人等の生活状況や障がい者施策への意見等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。

※この調査は令和2年度に行ったアンケート調査結果です。

(2) 調査の方法

調査地域	大紀町全域
調査対象	① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ② 町内在住の18歳未満で障害手帳保持者 ③ 18歳以上の町内在住者
抽出法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年10月29日（木）～ 令和2年11月16日（月）

(3) 回収結果

調査区分	障がいのある人	障がい児	障がいのない人
配布数	250票	20票	480票
回収数	138票	15票	302票
有効回収数	138票	15票	302票
有効回収率	55.2%	75.0%	62.9%

(4) 調査結果の概要

① 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

全体では、具体的な不安として「自分の健康や体力に自信がない」が30.4%と最も高く、「十分な収入が得られない」が20.3%と続いている。

手帳の種類別では、精神障害者保健福祉手帳で「十分な収入が得られない」が58.3%と最も高くなっています。

	自分の健康や体力に自信がない (%)	十分な収入が得られない (%)	将来的に生活する住まい、あるかどうか施設が 家族など介助者の健康状態 (%)	働くところがない (%)	趣味や生きがいが見つけられない (%)	一緒に暮らす人がいない (%)	隣近所との関係 (%)	家族との関係 (%)	生活をするうえで必要な情報が得られない (%)	身の回りの介助や支援をしてくれる人がいない (%)	必要な保健・福祉サービスやヘルパーなど (%)	その他 (%)	特に困っていることはない (%)	無回答 (%)	
全体(n=138)	30.4	20.3	13.8	13.0	8.7	8.7	8.0	8.0	4.3	2.9	2.2	2.2	3.6	39.1	3.6
【性別】															
男性(n=75)	21.3	25.3	6.7	8.0	10.7	6.7	9.3	4.0	5.3	0.0	2.7	1.3	4.0	42.7	2.7
女性(n=60)	41.7	11.7	23.3	18.3	6.7	11.7	6.7	13.3	3.3	6.7	1.7	3.3	3.3	35.0	5.0
【年齢別】															
50歳未満(n=26)	15.4	23.1	19.2	19.2	15.4	11.5	0.0	7.7	15.4	3.8	0.0	0.0	0.0	34.6	3.8
50~64歳(n=19)	26.3	31.6	10.5	5.3	21.1	21.1	5.3	5.3	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	52.6	0.0
65~74歳(n=31)	32.3	16.1	9.7	6.5	3.2	6.5	9.7	6.5	0.0	6.5	0.0	0.0	9.7	41.9	6.5
75歳以上(n=60)	36.7	15.0	15.0	15.0	5.0	5.0	11.7	10.0	3.3	1.7	3.3	5.0	3.3	36.7	3.3
【手帳の種類別】															
身体障害者手帳(n=108)	33.3	14.8	11.1	12.0	6.5	8.3	8.3	7.4	1.9	2.8	1.9	1.9	3.7	41.7	4.6
療育手帳(n=19)	5.3	10.5	26.3	21.1	5.3	5.3	0.0	5.3	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	47.4	0.0
精神障害者保健福祉手帳(n=12)	33.3	58.3	16.7	16.7	33.3	25.0	16.7	16.7	25.0	0.0	8.3	8.3	8.3	25.0	0.0
【就労の有無別】															
就労している(n=48)	16.7	16.7	12.5	6.3	4.2	8.3	2.1	8.3	4.2	2.1	2.1	0.0	4.2	47.9	2.1
就労していない(n=82)	37.8	20.7	15.9	17.1	11.0	8.5	12.2	7.3	4.9	3.7	2.4	3.7	3.7	35.4	2.4
【暮らしやすさ別】															
暮らしやすい(n=63)	23.8	14.3	12.7	12.7	1.6	4.8	6.3	1.6	4.8	1.6	0.0	3.2	4.8	49.2	3.2
暮らしにくい(n=26)	26.9	30.8	23.1	19.2	15.4	11.5	3.8	11.5	7.7	3.8	3.8	0.0	3.8	26.9	3.8

② 悩みや困ったことの相談先

全体では、「家族・親族」が87.7%と最も高く、「友人・知人・近所の人」が23.2%、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）の職員」が15.2%、「病院」が13.8%と続いています。

年齢別では、50歳未満で「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）の職員」が53.8%と、他の年代に比べて高くなっています。

家族 ・ 親族 (%)	友人 ・ 知人 ・ 近所 の 人	(施 設、 作業 所、 事業 所) の 職 員	（施 設、 サ ー ビ ス を 受 け て い る と こ ろ） の 職 員	病 院	社会 福 祉 協 議 会	役 場 (保 健 師 も 含 む)	ホ ー ム ヘル パ ー	職 場 の 人	民 生 委 員 ・ 兒 童 委 員	專 門 の 相 談 員 ・ 指 導 員	地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー	障 が い 者 （児 ） の 団 体	そ の 他	誰 も い な い	無 回 答	
全体 (n=138)	87.7	23.2	15.2	13.8	8.0	7.2	3.6	3.6	2.2	2.2	1.4	1.4	1.4	1.4	2.2	2.2
【性別】																
男性 (n=75)	82.7	22.7	14.7	17.3	5.3	8.0	1.3	4.0	1.3	1.3	1.3	1.3	2.7	4.0	2.7	
女性 (n=60)	93.3	25.0	15.0	10.0	11.7	5.0	6.7	3.3	3.3	3.3	1.7	1.7	0.0	0.0	1.7	
【年齢別】																
50歳未満 (n=26)	80.8	7.7	53.8	11.5	23.1	11.5	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	3.8	3.8	
50～64歳 (n=19)	78.9	26.3	10.5	10.5	0.0	5.3	0.0	15.8	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	10.5	5.3	
65～74歳 (n=31)	93.5	12.9	3.2	12.9	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0	0.0	
75歳以上 (n=60)	90.0	35.0	6.7	16.7	8.3	10.0	6.7	0.0	5.0	1.7	1.7	0.0	3.3	0.0	1.7	
【手帳の種類別】																
身体障害者手帳 (n=108)	90.7	25.9	6.5	13.0	4.6	7.4	3.7	2.8	2.8	1.9	1.9	0.9	0.9	0.9	1.9	
療育手帳 (n=19)	78.9	0.0	63.2	5.3	26.3	15.8	5.3	10.5	0.0	5.3	0.0	5.3	0.0	0.0	5.3	
精神障害者保健福祉手帳 (n=12)	75.0	25.0	33.3	41.7	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	16.7	0.0	
【医師の診断別】																
難病 (n=13)	84.6	30.8	15.4	7.7	0.0	15.4	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	
発達障害 (n=10)	90.0	10.0	70.0	10.0	30.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	
高次脳機能障害 (n=5)	80.0	20.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	
医療的ケア (n=29)	82.8	17.2	10.3	17.2	6.9	3.4	6.9	0.0	6.9	3.4	0.0	3.4	3.4	0.0	6.9	

③ 障がいのある方が働くために必要なこと

全体では、「障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること」が42.8%と最も高く、「企業などが積極的に障がい者を雇用すること」が41.3%、「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」が39.9%、「障がい者にあった柔軟な就労条件（短時間労働など）が整っていること」が38.4%と続いています。

	障がいの特性や程度にあつた仕事が提供されること (%)	企業などが積極的に障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解と協力をすること (%)	障がい者に対する短時間労働など (%)	障がい者に配慮した職場の施設設備 (%)	通勤や移動に対して配慮されることが得られる (%)	生活できる収入を得ること (%)	働く場の紹介へ斡旋していける相談が得られること (%)	福祉施設・作業所などを働く場が充実していること (%)	健康管理が充実していること (%)	仕事をするための訓練・研修の機会が得られること (%)	就職に結びつく技術や知識を習得すること (%)	自営業を希望する障がい者への支援が得られること (%)	公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること (%)	その他 (%)	特に必要ない (%)	無回答 (%)	
全体 (n=138)	42.8	41.3	39.9	38.4	35.5	30.4	28.3	21.7	21.7	18.1	17.4	12.3	11.6	5.8	2.2	8.0	15.9
【性別】																	
男性 (n=75)	48.0	46.7	48.0	48.0	45.3	36.0	32.0	28.0	28.0	22.7	26.7	17.3	13.3	9.3	2.7	9.3	12.0
女性 (n=60)	36.7	36.7	31.7	28.3	23.3	25.0	23.3	15.0	15.0	13.3	6.7	6.7	10.0	1.7	1.7	6.7	21.7
【年齢別】																	
50歳未満 (n=26)	57.7	34.6	46.2	38.5	38.5	23.1	23.1	7.7	30.8	7.7	15.4	15.4	26.9	0.0	3.8	7.7	0.0
50～64歳 (n=19)	63.2	78.9	78.9	68.4	57.9	63.2	52.6	52.6	36.8	42.1	31.6	21.1	10.5	15.8	0.0	0.0	0.0
65～74歳 (n=31)	32.3	22.6	29.0	38.7	16.1	19.4	19.4	22.6	3.2	12.9	16.1	6.5	3.2	6.5	0.0	12.9	12.9
75歳以上 (n=60)	36.7	43.3	31.7	30.0	36.7	30.0	26.7	18.3	23.3	18.3	15.0	11.7	10.0	5.0	3.3	8.3	30.0
【手帳の種類別】																	
身体障害者手帳 (n=108)	38.9	43.5	35.2	37.0	31.5	29.6	26.9	19.4	16.7	16.7	14.8	9.3	7.4	7.4	1.9	9.3	20.4
療育手帳 (n=19)	63.2	36.8	57.9	36.8	36.8	36.8	15.8	21.1	52.6	21.1	26.3	26.3	36.8	5.3	5.3	5.3	0.0
精神障害者保健福祉手帳 (n=12)	66.7	41.7	58.3	41.7	66.7	33.3	50.0	41.7	25.0	25.0	25.0	16.7	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【医師の診断別】																	
難病 (n=13)	46.2	38.5	53.8	61.5	23.1	46.2	30.8	38.5	15.4	15.4	15.4	7.7	0.0	0.0	7.7	7.7	15.4
発達障害 (n=10)	60.0	20.0	20.0	40.0	40.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0
高次脳機能障害 (n=5)	80.0	80.0	60.0	40.0	60.0	60.0	80.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療的ケア (n=29)	27.6	44.8	24.1	34.5	34.5	20.7	31.0	13.8	20.7	13.8	13.8	13.8	10.3	6.9	3.4	6.9	24.1

④ 地域との関わりに対しての考え方

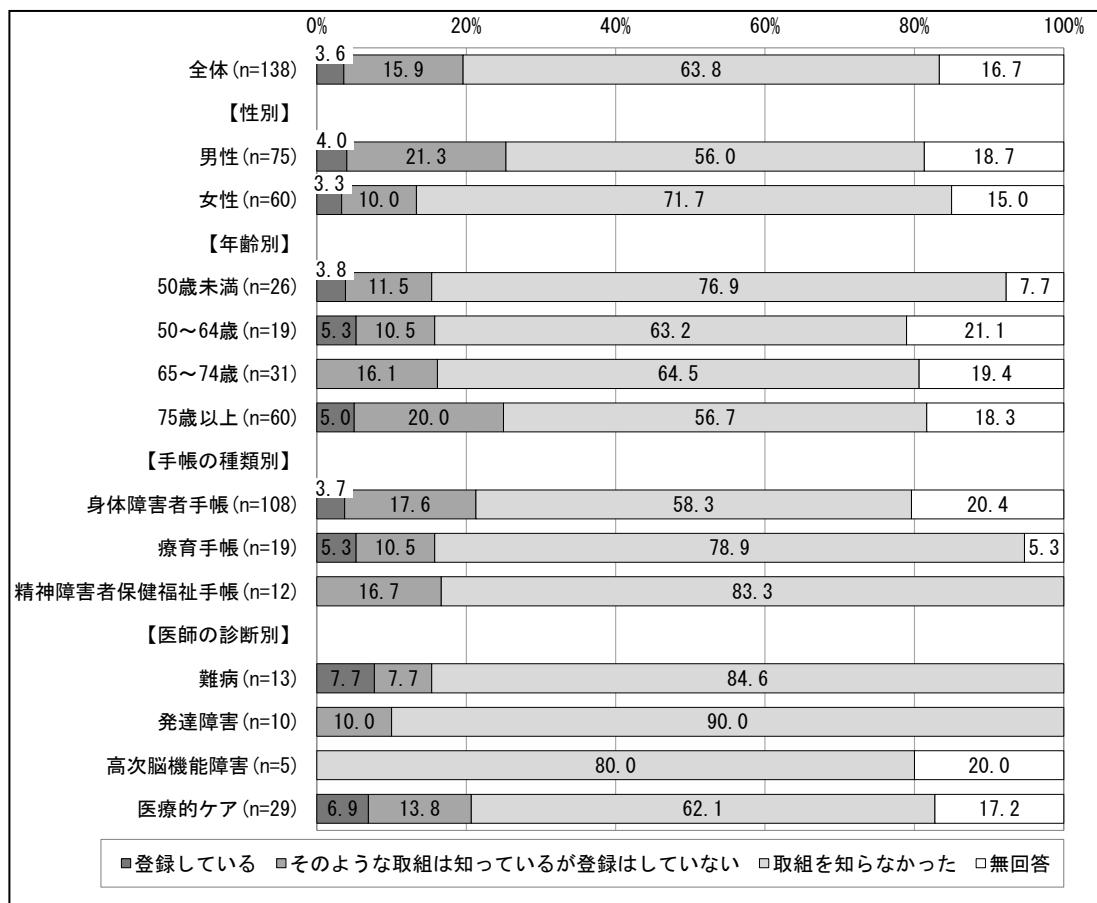
全体では、「隣近所のつきあいを大切にしたい」が60.1%と最も高く、「地域の人とより親しくなれる関係を築きたい」が24.6%、「興味がある行事等があれば参加したい」が18.1%、「地域の活動に積極的に協力したい」が13.8%と続いています。

年齢別では「隣近所のつきあいを大切にしたい」は、年齢が上がるほど高くなる傾向にあります。

	隣 近 所 の つ き あ い を 大 切 に し た い (%)	地 域 の 人 と よ り 親 し く な れ る 関 係 を 築 き た い 興 味 が あ る 行 事 等 が あ れ ば 参 加 し た い 地 域 の 活 動 に 積 極 的 に 協 力 し た い 地 域 を 良 く す る 活 動 に 参 加 し た い 地 域 の 人 と は あ ま り 関 わ り を 持 ち た く な い そ の 他 無 回 答						
全体(n=138)	60.1	24.6	18.1	13.8	11.6	5.8	2.2	11.6
【性別】								
男性(n=75)	54.7	24.0	18.7	17.3	20.0	9.3	1.3	13.3
女性(n=60)	68.3	25.0	16.7	10.0	1.7	1.7	3.3	10.0
【年齢別】								
50歳未満(n=26)	46.2	26.9	19.2	23.1	7.7	7.7	0.0	11.5
50～64歳(n=19)	52.6	21.1	21.1	15.8	21.1	10.5	5.3	15.8
65～74歳(n=31)	64.5	25.8	9.7	19.4	9.7	3.2	3.2	16.1
75歳以上(n=60)	66.7	25.0	20.0	6.7	11.7	5.0	1.7	8.3
【手帳の種類別】								
身体障害者手帳(n=108)	67.6	24.1	13.9	12.0	12.0	3.7	1.9	12.0
療育手帳(n=19)	52.6	36.8	10.5	31.6	5.3	0.0	5.3	10.5
精神障害者保健福祉手帳(n=12)	8.3	25.0	50.0	16.7	8.3	25.0	8.3	8.3
【医師の診断別】								
難病(n=13)	61.5	30.8	15.4	0.0	15.4	0.0	7.7	7.7
発達障害(n=10)	60.0	30.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	10.0
高次脳機能障害(n=5)	40.0	40.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
医療的ケア(n=29)	48.3	17.2	20.7	6.9	3.4	13.8	3.4	13.8

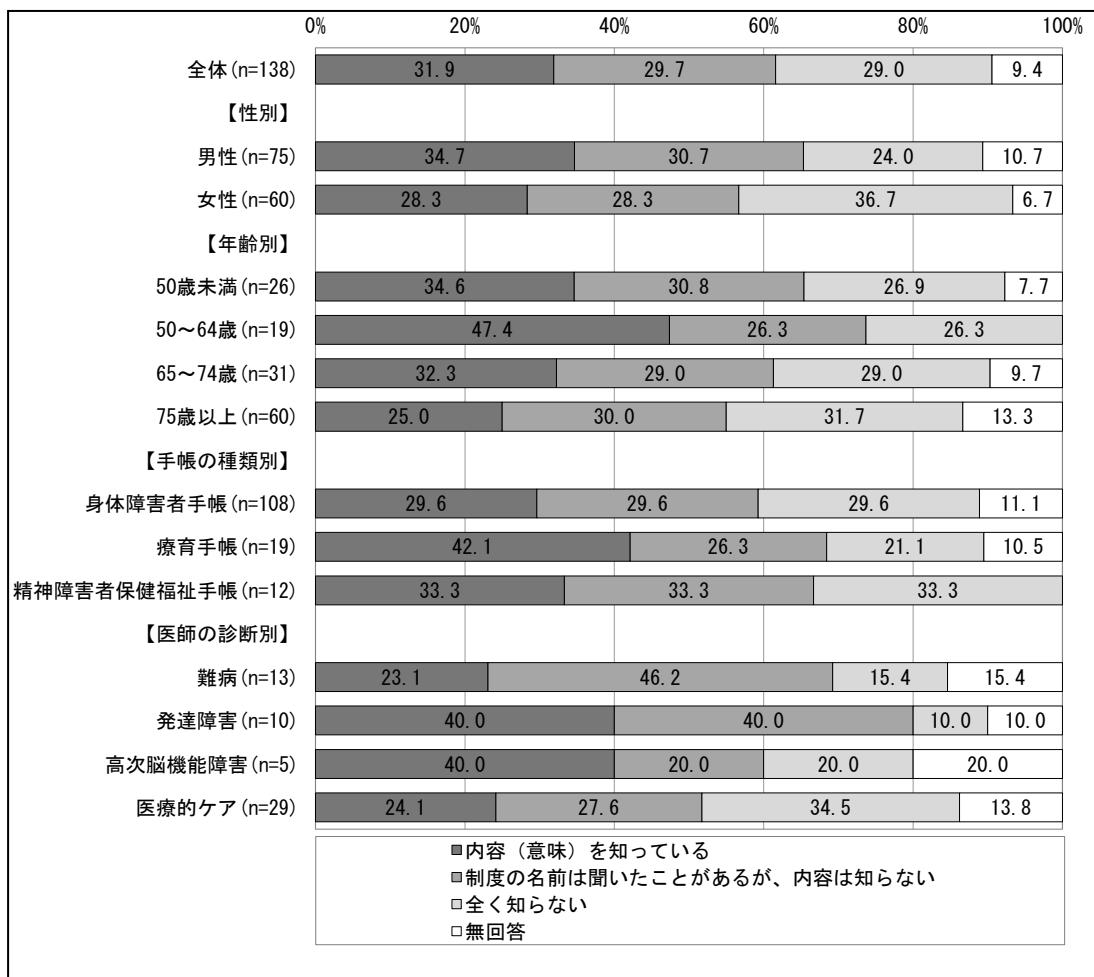
⑤ 災害対策として「避難行動要支援者」名簿への登録

全体では、「登録している」が3.6%、「そのような取組は知っているが登録はしていない」が15.9%、「取組を知らなかった」が63.8%となっています。



⑥ 「成年後見制度」への認知度

全体では、「内容（意味）を知っている」が31.9%、「制度の名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が29.7%、「全く知らない」が29.0%となっています。



⑦ 障がいのある方にとって暮らしやすいまちをつくるために必要なこと

障がいのある人の全体では、「周りの人の障がいや病気の特性への理解」が36.2%と最も高く、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が28.3%、「サービス利用の手続きの簡素化」が26.8%、「建物などのバリアフリー化の推進」が24.6%と続いています。

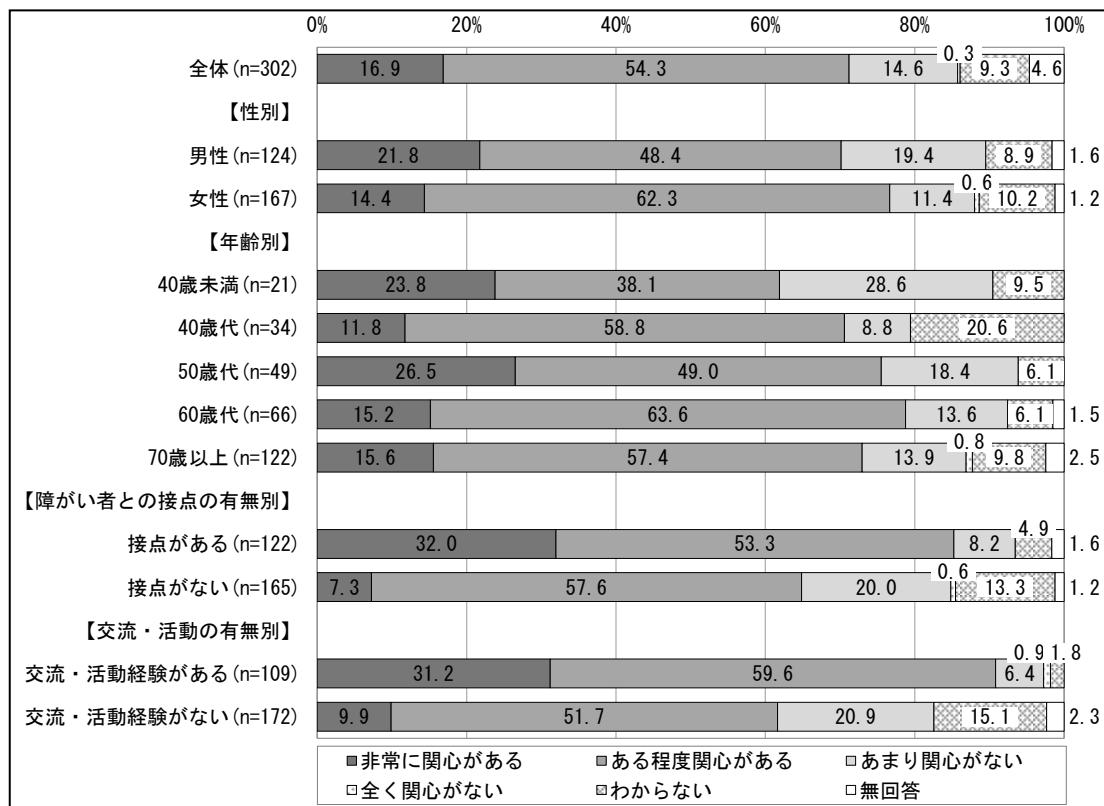
障がいのない人の全体では、「周りの人の障がいや病気の特性への理解」が41.7%と最も高く、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実」が31.1%、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が30.1%、「障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」が22.5%と続いています。

区分	障がいのある人	障がいのない人
第1位	周りの人の障がいや病気の特性への理解 (36.2%)	周りの人の障がいや病気の特性への理解 (41.7%)
第2位	行政からの福祉に関する情報提供の充実 (28.3%)	在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実 (31.1%)
第3位	サービス利用の手続きの簡素化 (26.8%)	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 (30.1%)
第4位	建物などのバリアフリー化の推進 (24.6%)	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 (22.5%)

⑧ 障がいのある方の現状や課題についての関心度（障がいのない人）

全体では、「非常に関心がある」が16.9%、「ある程度関心がある」が54.3%、「あまり関心がない」が14.6%、「全く関心がない」が0.3%、「わからない」が9.3%となっています。「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』は71.2%、「あまり関心がない」と「全く関心がない」を合わせた『関心がない』は14.9%となっています。

障がい者との接点の有無別では『関心がある』は、接点がある人（85.3%）が接点がない人（64.9%）を20.4ポイント上回っています。



第3章 基本的考え方

第3章 基本的考え方

1 基本理念

本町では、大紀町第Ⅰ期障がい者計画において、「障がいのある、なしに関わらず、すべての町民が分け隔てられることなく、支え合いながら、安心して、ともに暮らしていくまち」を目指して障がい者に関する施策を進めてきました。

本計画は、障害者基本法第Ⅰ条や国の障害者基本計画の基本理念を踏まえ、「障がいのある人が、障がいのない人と、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加することができる仕組みの中で、自立した生活を営み、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指します。

目標とする地域社会

「障がいのある、なしに関わらず、すべての町民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまち」

- ・全ての障がいのある人が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加できる地域社会
- ・全ての障がいのある人が、他の人々と共生することを妨げられず、希望する生活を選択できる地域社会
- ・全ての障がいのある人が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択することができて、情報の取得や利用手段を選択できる地域社会
- ・社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされ、障がいを理由とする差別のない地域社会

2 計画推進の基本原則

本計画に基づき、各分野において障がい者施策を展開するにあたり、共通に位置付けられる原則を次のように定めます。

(1) 障がいのある人自らの決定・選択の尊重

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づき社会に参加することを尊重します。また、障がいのある人が施策に係る意思決定の過程に関わる機会の提供を促進します。

(2) 障がいのある人の住みやすい社会の構築

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのある人個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、観念等の社会的障壁の除去を進めるため、ＩＣＴを始めとする新たな技術の利活用の検討を行うなど、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーの推進を図り、障がいのある人が住みやすく、参加しやすい社会の構築を進めます。

※アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

(3) 障がいのある人本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の支援を行う者が連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援に取り組みます。

また、障がいのある人の日常生活や社会生活において、自立と社会参加の支援という観点で、障がいのある人本位の支援に取り組みます。

(4) 障害特性等に配慮した支援

障がいのある人一人ひとりの、年齢、性別、障がいの状態、生活実態、地域の実情などを踏まえ、個々の支援の必要性に配慮したきめ細やかな支援に取り組みます。

3 計画の体系

本計画は、計画推進の4つの基本原則を踏まえ、基本理念の実現を図るため、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」と整合を図り、次の施策体系に基づき障がい者施策の推進を図ります。

(1) 多様性を認め合う共生社会づくり

障がいの有無を一人ひとり違う個性として認め合うことのできる「多様性を認め合う共生社会づくり」を進めます。

障がいのある人に対する差別の解消や虐待の防止に取り組むとともに、合理的配慮の提供につながるユニバーサルデザインやＩＣＴ等を導入するなどアクセシビリティの向上に努めます。また、コロナ禍における新たな偏見や課題が生じている現況も含め、啓発等を通じて障がいに対する理解の促進を図るとともに、福祉用具の普及などの社会参加の環境づくりを推進します。

(2) 生きがいを実感できる共生社会づくり

障がいの有無にかかわらず、自己の能力を生かしながら、自らの人生をデザインし、夢と希望を持っていきいきと生活できる「生きがいを実感できる共生社会づくり」を進めます。

社会生活の基礎づくりを担う教育の充実、障がいのある人の生きがい、自立、社会参加につながる就労支援の充実に取り組みます。

加えて、障がいに応じたスポーツ活動やＩＣＴ等を活用して文化・芸術活動などに参画できる環境づくりを推進します。

(3) 安心を実感できる共生社会づくり

障がいのある人がどこでどのような生活を送るかについて、自らの意思で選択し、安全で安心して暮らすことができる「安心を実感できる共生社会づくり」を進めます。

日常生活や社会生活に必要なサービスの充実や暮らしの場の確保、相談支援体制の整備、福祉・保健・医療・教育等が連携した支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人を災害や犯罪等から守るため、防災や防犯対策等を推進します。

第4章 障がい者福祉施策の推進

第4章 障がい者福祉施策の推進

1 多様性を認め合う共生社会づくり

(1) 権利擁護の推進

障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人に対する虐待の防止が図られるとともに、支援体制が整備され、障がいのある人の権利擁護が図られています。

■ 施策の方向性

障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、事業所や障がい福祉分野の従事者等へ啓発することで権利擁護意識の醸成を図ります。

① 権利擁護の推進

意思能力が不十分な障がいのある人については、各種説明会の実施や広報紙等の媒体を通じて成年後見制度の周知を図り、権利擁護を推進します。

また、町職員をはじめ関係機関職員に対して成年後見制度に関する周知・啓発を行います。

② 障がい者差別の解消

県等と連携を図り、障がい者差別の事例の検証や情報等を共有し、障がいのある人に対する差別の解消や未然防止を図ります。

③ 消費者トラブルの防止

障がいのある人等の消費者トラブル防止のため、県と連携して「消費者啓発地域リーダー」による地域における啓発活動を推進します。

④ 虐待防止に対する取組強化

障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止や事案への迅速で適切な対応を図るため、管理者や従業者を対象とした研修等に努めます。

(2) 障がいに対する理解の促進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の理念が浸透し、障がいや障がいのある人に関する理解が進んでいます。

■ 施策の方向性

障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校における福祉教育やボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。

① 啓発・広報活動の推進

町民が、障がいや障がいのある人に対して正しく理解や認識を深めるため、町ホームページや広報紙等で、必要な情報を幅広く広報していくとともに、障がい者団体との連携を図り、効果的な啓発に努めます。

② 各種イベントの活用

県による各種イベント・啓発週間による啓発や、社会福祉協議会等が開催する各種イベントにて、町民に対し福祉意識の向上と障がいのある人に対する理解の充実を進めます。

③ 福祉教育の推進

ア 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、福祉施設訪問や特別支援学校との交流等、障がいのある人との交流やバリアフリーエクスペリエンスなど、体験的な学習に取り組み、思いやりや助け合う心を育みます。

イ 福祉ボランティア講座や講習会等、幅広く町民が気軽に参加できる事業を実施し、障がいのある人に対する理解を深めるよう努めます。

また、障がいのある人が集う大会等の周知等に努め、障がいのある人と健常者がふれあうことによる障がいのある人への理解の促進に努めます。

④ ボランティア活動の促進

ア 社会福祉協議会を中心に、障がいのある人の求めるニーズを把握し、サービス提供ができるようボランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の充実を図ります。

イ 「点訳奉仕員」や「手話奉仕員」等の専門的な人材については、広域的な検討により確保・育成に努めます。

(3) アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

障がいのある人の日常生活や社会生活の場面で、アクセシビリティの向上と心のバリアフリーの推進が図られ、障がいのある人が住みやすく、参加しやすい社会環境が図られています。

■ 施策の方向性

障がいのある人の社会参加の促進に向け、合理的配慮の提供やユニバーサルデザイン、バリアフリー化による環境整備、ＩＣＴの導入により、さまざまな社会的障壁を取り除きます。

① 合理的配慮の促進

町の行政や学校教育において、合理的配慮の提供が適切になされるよう、職員に対する周知徹底を図ります。

② ヘルプマーク等の普及

内部障がいや難病など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマーク（ストラップ）やヘルプカードの趣旨の理解とおもいやりのある行動への働きかけを促進します。

③ ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の促進

公共施設等のバリアフリー化を含めた障がいのある人が安全で利用しやすい施設の整備を進め、新たな建物の建設の際には、ユニバーサルデザインの考え方を導入していきます。

④ 人にやさしい道路環境づくり

生活道路等について、歩行者の安全や有効幅員の確保、歩道の段差解消の整備等によりバリアフリー化を図りながら、必要に応じて点字ブロックの設置、カラー舗装等をすすめ、人にやさしい道路環境づくりを推進します。

⑤ 移動手段の確保など外出支援の促進

コミュニティバス（通称 Cバス）等の公共交通機関については、運行体制を改善しながら利用を促進します。また、障がいのある人の自動車の利用を支援するため、自動車改造助成事業や有料道路通行割引等の周知と利用促進を図るとともに、福祉有償運送の推進と利用者の利便向上に努め、障がいのある人が外出しやすくなるよう努めます。

⑥ 住環境の整備

障がいのある人にとって安全で快適な住宅環境になるよう、各種情報の提供や相談体制の整備に努め、障がいのある人の自立や介護者の負担の軽減を図ります。

また、住宅改造の意向がある障がいのある人及びその家族について、助成制度を周知し利用促進を図ります。

⑦ アクセシビリティの向上促進

ICTを活用したアクセシビリティの向上につながる福祉用具等の導入について検討していきます。

2 生きがいを実感できる共生社会づくり

(1) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などを通して、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

■ 施策の方向性

障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

① 効果的な教育支援の充実

障がいのある子どもについて、必要な支援情報が円滑に引き継がれ、適切な指導・支援が行えるよう「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めます。

また、各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある園児・児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を図ります。

② 途切れのない支援体制の推進

保健・福祉・教育の関係機関が連携し、子どもと保護者が支援を途切れなく受けることができるよう保育園や小学校巡回、個別支援計画の作成、引継ぎ会の実施などを行い、支援体制の構築及び連携強化に努めます。

③ インクルーシブ教育の推進

障がいのある子どもが障がいのない子どもと、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ、障がいのある子どもが、その年齢及び能力に応じ、かつ、特性をふまえた十分な教育が受けられるよう、適切な就学を図ります。

また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で学ぶことができる場面のひとつとして交流及び共同学習を進め、相互理解を図ります。

④ 教員の専門性の向上

障がいのある子どもの一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成などについて、校内研修や校外での研修に参加することにより専門性の向上を図ります。

⑤ 教育環境の充実

障がいのある子どもが障がいのない子どもと、可能な限り共に教育を受けられるよう、学校施設のバリアフリー化の推進やＩＣＴ機器の導入による効果的な授業を検討します。

(2) 就労の促進

障がいのある人の就労の場が確保され、個人の適性に応じた働きやすい環境の中で、働くことを通じて、経済的な自立や自己実現が図られています。

■ 施策の方向性

障がいのある人の一般就労の促進を図るとともに、福祉的就労を支える福祉事業所等における支援を充実します。

また、農福連携を図り多様な就労機会の確保を促進します。

① 民間企業等への雇用促進

「障害者の雇用と促進等に関する法律」についての周知を図り、民間企業等の障がいのある人の雇用促進に努めます。

また、企業のテレワークの取組が進められていることから、移動等が困難な障がいがある人のテレワークの促進を図ります。

② 就職情報の提供と相談窓口の充実

公共職業安定所が実施する障がいのある人の特別相談、巡回職業相談等に対する積極的な参加を促進し、障がいのある人の就業状況の情報提供に努めます。

障がいの内容及び程度、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、公共職業安定所等と連携して障がいのある人や企業に対する相談体制の充実に努めます。

③ 就労定着支援の促進

一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援」が適切に利用できるようサービスの確保を図ります。

④ 就労継続支援の充実

一般企業への常用的就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する等、就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。

⑤ 就労移行支援の充実

日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、生活訓練や機能訓練を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、実習や知識、能力の向上のための指導を行い、就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。

⑥ 雇用・福祉・教育の連携強化

福祉施設や特別支援学校に対して就労支援の取り組みの強化を促進するよう努めます。また、学校在学中から一般雇用や雇用支援策に関する理解が深まるよう努める等、雇用・福祉・教育の連携を強化します。

⑦ 福祉的就労の場の確保

授産施設等の授産商品の充実を図るよう努めます。また、障がいのある人に対し、働く姿勢の養成と技術向上等の授産機能の充実が図られるよう支援していきます。

⑧ 多様な就労機会の確保

農林水産業における施設外就労を促進するため、各機関と各経営体等をマッチングする仕組みづくりや人材の育成を行う等、農福・林福・水福連携による障がいのある人のさらなる就労の場の拡大に取り組みます。

(3) スポーツ・芸術文化活動の推進

障がいのある人が、障がいに応じたスポーツ活動に参加できる機会が十分確保されるとともに、芸術文化活動に対する支援を受け、多様な活動の機会が確保されています。

■ 施策の方向性

障がいのある人へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がいのある人のスポーツ活動環境の整備に取り組みます。

また、障がいのある人の芸術文化活動に対する支援や、自己の芸術的な能力の活用を図る機会の拡充に取り組みます。

① 障がい者スポーツの裾野の拡大

三重県障がい者スポーツ大会や三重県ふれあいスポレク祭等の情報提供を図り、障がいのある人のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図ります。

② 各種スポーツ教室等の充実

障がいの程度や特性、各自の意向に応じて、社会福祉協議会や各種団体主催のスポーツ大会やスポーツ教室等へ安心して参加できる環境の整備を図ります。

③ 活動拠点のバリアフリーの推進

障がいのある人のスポーツ活動や観戦、芸術・文化活動へ参加する機会の拡充に向けて、施設等の活動拠点におけるバリアフリー環境の整備に取り組みます。

④ 指導者の確保・養成

障がいのある人のスポーツ、レクリエーション活動や文化活動の振興のため、県と連携した障がい者スポーツ指導員等の確保や障がいのある人の参加支援に向けた人材育成に努めます。

⑤ 活動成果の発表機会の充実

障がいのある人の作品やパフォーマンス等文化活動等の活動成果の発表の場として、公的施設等を活用するなど発表機会の充実に努めます。

⑥ 芸術文化活動の支援基盤の整備

令和2（2020）年度に設置された、三重県障がい者芸術文化活動支援センターでは、障がい当事者や支援者に対する研修会の開催、関係者内のネットワークの構築、アートサポーターによる相談支援等の取組を実施し、芸術文化活動を支援する基盤の整備を行っており、その活動状況等の情報提供を促進します。

3 安心を実感できる共生社会づくり

(1) 地域移行・地域生活の支援の充実

障害福祉サービス等を利用しながら、障がいの種類や程度に関わらず誰もが住み慣れた地域で安心して生活することが可能となっています。また、どこでどのように生活するかについて、自らの意思で選択できる環境が実現できています。

■ 施策の方向性

相談支援の充実や支援を行う福祉人材の育成・確保を図りながら、地域生活への移行を促進するとともに、地域生活支援事業等のサービスにより地域生活の支援を進めます。あわせて、社会的自立に向けた各種手当の支給等による支援を行います。

① 地域生活への移行

- ア 障がいのある人本位の視点に立ち、本人の尊厳を確保したサービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通して、障がいのある人自身が持つ能力を引き出すことにつなげます。
- イ 入所中の障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行う「地域移行支援」の利用促進を図ります。
- ウ 入所者の地域生活への移行に向けて、入所施設、相談支援事業所や町の関係職員に対して、県と連携した研修等の実施により人材育成を図ります。
- エ 自立支援協議会において、障がいのある人の地域生活への移行に係る課題等の検討を行い、入所施設等から地域生活への移行に係る取組の促進を図ります。

② 相談支援の充実

- ア 民生委員・児童委員並びに本町が委託している相談支援事業所を中心に相談機会の周知や相談活動の充実を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。
また、相談事業の啓発を図り、ニーズにあった相談支援体制を整えるとともに、利
用しやすい環境整備に努めます。
- イ 障がいのある人の多種多様な悩みやニーズに応じた的確なアドバイスができるよ
う、相談員の研修を充実させ、資質の向上に努めます。
- ウ 町、圏域、県における重層的で途切れのない相談支援体制を強化するため、相談支
援体制の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進を図ります。
また、障がい福祉サービスの利用者にあった支援を行うため、サービス等利用計画
作成の相談支援体制を図り、計画相談支援等の推進に努めます。
- エ 民生委員・児童委員の活動に必要な基礎的知識や、複雑多様化する福祉ニーズに対
応できる資質向上のための研修やＩＣＴ等を活用した活動を検討するなど、民生委
員・児童委員の活動を促進します。

③ 地域生活支援の充実

- ア 障がいのある人が、地域において自立した生活を送ることができるように、重度の障がいにも対応したグループホームをはじめとする居住の場や日中活動の場の整備に努めます。
- イ 地域で暮らす障がいのある人が、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス及び短期入所など障害福祉サービスを適切に利用できるよう、事業所等と連携、協力してサービスの質を確保します。
- ウ 単身等で生活する障がいのある人に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などを行う「地域定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等と連携、協力してサービスの質を確保します。
- エ 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う「自立生活援助」が適切に利用できるよう、事業所等と連携、協力してサービスの質を確保します。
- オ 障がいのある人の地域生活を支えるために必要な機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）等の整備促進を図ります。
- カ 共生社会の実現に向けて、高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」について、介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス事業所の指定を受けるために必要な情報の提供を行います。

④ 福祉人材の育成・確保等

- ア 社会福祉施設職員の研修を支援することにより、福祉人材の確保や資質向上を図ります。
- イ 支援者の資質の向上のため、県と連携して「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を担う人材を育成します。
- ウ 障がい福祉分野の人材支援のため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るためのＩＣＴやロボット等の導入について検討します。
- エ 中学校や高等学校の生徒、保護者及び教職員を対象に、県と連携して、福祉の仕事セミナーを実施するなど、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝え、イメージアップを図ることで、福祉分野への若い人材の参入を促進します。

⑤ 社会的自立に向けた支援

- ア 障がいのある人の経済的な安定を支援するため、各種手当や年金制度の周知を図ります。
- イ 身近な相談や支援活動をしている身体障がい者・知的障がい者の各相談員から各種割引制度や助成制度を周知し、利用促進を図ります。

(2) 福祉と医療などが連携した支援の充実

年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療及びリハビリテーションが提供され、これらを必要とする障がいのある人が地域生活を営むことができる環境が整備されています。また、障がいに関して早期から保健と医療、福祉の両輪が相互の連携を十分図りながら適切な支援が提供されています。

■ 施策の方向性

障がいや疾患の早期発見及び適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、難病の患者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

① 保健・医療サービスの充実

- ア 健康の保持・増進、疾病の発症や重症化を予防するため、健診の受診勧奨や生活習慣の改善指導等の健康増進事業の充実を図ります。また、広報紙等で、健康づくりに関する普及啓発を行います。
- イ 在宅の障がいのある人の健康管理や維持増進を図るため、保健師等による訪問指導の充実・強化に努めています。
- ウ 適切な治療が継続できるよう、医療機関との連携を強化していきます。

② 障がいの早期発見と対応

- ア 妊産婦や乳幼児に対する健診や相談、訪問等により、治療や療育の必要な乳幼児の早期発見に努めます。後天的障がいについても、各種健診や訪問指導等を関係機関との連携のもと、障がい及びその原因となる疾病の早期発見治療に努めます。
また、「医療依存度の高いケース」などについても、関係機関と連携して取り組みます。
- イ 新生児に対する先天性代謝異常等検査を実施し、先天性代謝異常等を早期に発見し治療につなげることで、障がいの予防を図ります。
- ウ 子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援が適切に提供できるよう、保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。
- エ 児童発達支援、放課後等デイサービス及び短期入所など障がい児のためのサービスを適切に利用できるよう、事業所等と連携、協力してサービスの確保に努めます。

③ 精神障がい者等への支援

- ア 精神障がいの相談支援窓口について、広報紙等で周知に努め、正しい知識の普及啓発をし、精神障がいの発生予防や精神障がい者に対する誤解や偏見の除去に努めます。
- イ 精神科における救急医療体制、重症な入院患者や身体合併症を有する障がいのある人に対する医療体制の確立とリハビリテーション医療の促進を働きかけます。

ウ 保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行います。

また、障害保健福祉圏域で、保健所が地域精神保健福祉連絡協議会等を設置して、多様な精神疾患に関する問題に対し、関係機関等と連携してネットワークを構築し、各地域の状況、特性に応じた総合的な取組を行います。

エ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、障害保健福祉圏域等の協議の場において、長期入院精神障がい者の地域生活への移行状況や課題を把握するとともに、包括的・重層的な連携体制について検討します。

オ 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、県と連携し、アルコール健康障害の発生を予防するための啓発や早期発見、早期介入のための連携強化、相談・治療機関の確保、人材育成等に取り組みます。またギャンブル等依存症対策についても、県と連携した施策の推進を図ります。

④ 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援

ア 医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、町や福祉、医療、保健、保育、教育など関係機関の連携強化を図るとともに、障害福祉サービス事業所において医療的ケアを実施できる人材の育成等に取り組みます。

イ 地域の協議会において、重症心身障がいや遷延性意識障がいの状態を含む医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域生活を送るまでの課題やニーズ等の検討を行うとともに、短期入所など受入体制づくりの促進に努めます。

ウ 在宅の重症心身障がい児・者とその家族を対象に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談支援を行い、地域生活を支援します。

⑤ 発達障がい児・者への支援

ア 保健、福祉、医療、教育の機能が連携した発達支援総合窓口における専門人材の確保、身近な地域で安定した診療が受けることができるよう地域の医療機関を含めたネットワークの充実を図ります。

また、学習障がいや注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等発達障がいの早期発見から、早期の発達支援、専門的な発達支援、特別支援教育等、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくり等、発達障がいの子どもへの支援の充実に努めます。

イ 県立子ども心身発達医療センターにおいては、発達障がい児、情緒障がい児、精神障がい児等、精神及び行動に疾患・障がいのある子どもを対象に外来診療を行うとともに、薬物治療、心理療法のほか、グループ療育や生活療育活動等の入院治療を実施しています。また、電話相談を実施するなど、子どもの養育で悩んでいる家族を支援しています。

ウ 県と連携して、発達障がい児等に対する支援ツール「C L M (Check List in Mie : 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の保育園への導入を促進します。

(3) 防災・防犯対策の充実

障がいのある人が地域社会において、安全で安心した生活を送ることができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。

■ 施策の方向性

要配慮者が災害時でも安心できるよう、地域や関係各課、関係機関等と日ごろから連携を図り、迅速・的確な避難体制を構築するとともに、日常的な防犯対策を進め、障がいのある人が安心して生活できるよう取り組みます。

① 情報収集伝達体制の確立

災害時に的確に情報伝達できるよう情報伝達の体制の確立に努め、特に視覚障がい者や聴覚障がい者については日常生活用具の普及啓発をし、日常より情報伝達方法の整備・充実に努めます。

② 支援体制の強化

地域の自主防災組織や関係機関等と避難行動要支援者名簿の情報共有を図り、避難計画の策定や避難支援、災害を想定した実践的な訓練等「共助」の充実による支援体制の強化を推進します。

③ 福祉避難所等の整備

災害の発生に備え、障がいのある人が安心して過ごせる福祉避難所等の整備を事業所等と連携して進めます。

④ 防犯対策

地域や関係者等の連携による見守りや安否確認を促進し、犯罪の発生を未然に防ぐとともに、聴覚や言語に障がいのある人が事件等に遭遇した場合の通報手段である「110番アプリシステム」、「ウェブ110番」及び「ファックス110番」等の情報提供を図るなど防犯対策の促進をします。

第5章 障がい福祉サービスの見込み量と 確保の方策

(第6期障がい福祉計画)

(第2期障がい児福祉計画)

第5章 障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策

(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

1 障がい福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの数値目標を設定し計画的整備を進める中で、障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図ります。

(1)

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護、重度障害者等包括支援）の確保に努め、立ち遅れている精神障がいのある人等を含め、障がいの種別に関わらず必要なサービスが受けられるよう充実・支援します。

(2)

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努め、希望するサービスへの移行を推進します。

(3)

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の利用促進に努め、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所又は病院への入院から、地域生活への移行を進めるとともに、緊急時にもすぐに相談でき、必要な対応が図れる体制を確保するため、地域生活支援拠点の整備を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(5)

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう人材育成等を図るとともに、障害の特性に応じた適切な支援ができるように関係機関等による支援体制の整備を図ります。

(6)

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解や偏見を解消するため、関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援など、関係機関が連携して依存症である人及びその家族に対する支援の体制づくりに努めます。

(7)

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、障がいのある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供する体制を確保することが重要であることから、障害児支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援）の充実に加え、医療的ケアを必要とする子どもへの支援も踏まえ、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援に努めます。

計画策定のポイント

（「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」より）

ポイント① 地域における生活の維持及び継続の推進
ポイント② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
ポイント③ 福祉施設から一般就労への移行等
ポイント④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
ポイント⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
ポイント⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
ポイント⑦ 障害者による文化芸術活動の推進
ポイント⑧ 障害福祉サービスの質の確保
ポイント⑨ 福祉人材の確保

2 令和8年度の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none">●地域生活移行者数:令和4年度末施設入所者の6%以上●施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
------------	--

○地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホーム（G H）、一般住宅等の地域生活に移行する障がいのある人を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

○国の指針では、地域生活への移行者数については“令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上”を移行者数とし、入所者数については“令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上の削減”を基本目標としており、本町においては、高齢化する介護者の実情等も踏まえますが、地域移行の可能性の把握等を行い、入所者を2人削減とします。地域生活移行者数については2人を目標とします。

指 標	数 値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者	39人	
令和8年度末までの施設入所者の地域生活への移行者数	2人	令和4年度末時点の施設入所者の6%以上
令和5年度末までの施設入所者数	37人	令和4年度末時点の施設入所者の5%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none">●精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活移行者:<ul style="list-style-type: none">・65歳以上の地域生活移行者数・65歳未満の地域生活移行者数●保健、医療及び福祉関係者による協議の場:<ul style="list-style-type: none">・年1回以上の開催・関係者ごとの参加者数の見込みの設定
------------	---

○令和4年度末までに、協議会等で保健、福祉関係者、精神科医療に携わる関係者による協議の場を設置することができないため、既存の組織を活用し、本町で1か所を目指値とします。

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、年1回以上開催することを目標とします。

指 標	数 値	考え方
令和4年度末時点の協議の場の設置数	0か所	
令和8年度末までの協議の場の設置数	1か所	第5期目標より継続
令和8年度末までの協議の場の開催回数	年1回以上	本町にて実施

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	●地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつ つ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討
------------	---

○障がいの重度化や障がいのある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障がい児や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、地域生活支援拠点の整備を図ります。

○自立支援協議会で検討し、整備に関する標準イメージの共有化を図りながら、既存社会資源の役割分担の確認などを行い、圏域又は本町において1か所を目標値とします。

指 標	数 値	考え方
令和元年度末時点の地域生活支援拠点の整備数・場所	0か所	
令和5年度末までの地域生活支援拠点等の確保	1か所	地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上	本町にて実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数: <ul style="list-style-type: none"> ・うち就労移行支援事業からの移行者数: 1.30 倍以上 ・うち就労継続支援A型事業からの移行者数: 1.26 倍以上 ・うち就労継続支援B型事業からの移行者数: 1.23 倍以上 ●就労定着支援事業の利用割合: 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者の中7割の利用 ●就労定着支援事業の利用定着率: 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上
------------	---

- 令和元年度における福祉施設利用者の一般就労への移行者数は0人となっており、この1.30倍以上増加させるとし、移行者数は3人を目標とします。
- 令和元年度における就労移行支援事業の利用者数は2人となっており、この1.30倍以上増加させるとし、利用者数は3人を目標とします。
- 令和元年度における就労継続支援 A型及びB型事業の利用者数はそれぞれ1人となっており、これを増加させるとし、利用者数はそれぞれ2人を目標とします。
- 就労移行支援事業において、令和5年度末時点における就労移行率が7割以上となるよう目指します。
- 就労定着支援等により、支援開始から1年後の職場定着率が、令和5年度末時点において8割以上となる、就労定着事業所の割合が7割以上となるよう目指します。

指 標	数 値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	0人	
令和5年度の一般就労移行者数	3人	令和元年度末時点の移行者数の1.30倍
うち 就労移行支援事業からの移行者数	1人	令和元年度末時点の移行者数の1.30倍
うち 就労継続支援 A型事業からの移行者数	1人	令和元年度末時点の移行者数の1.26倍
うち 就労継続支援 B型事業からの移行者数	1人	令和元年度末時点の移行者数の1.23倍
令和5年度における一般就労移行者の就労定着支援事業の利用割合	70%	国の基本指針に準じる
令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着事業所の利用割合	70%	国の基本指針に準じる

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実: <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置 ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ●主に重症心身障害児を支援する事業所の確保: <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保 ●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置: <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置 ・各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置
------------	---

- 児童発達支援センターは伊勢志摩圏域で1か所が整備された「伊勢市おおぞら児童園」において、障害のある子どもの健やかな育ちを支援します。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域又は市町で1か所を整備するとなっています。本町においては重症心身障がい児に対応できる機関はありませんが、済生会明和病院などこの事業を利用しておらず、必要な体制は確保できている状況です。しかしながら整備に関する標準イメージの共有化を図り、既存社会資源の役割分担の確認などを行い、支援体制の強化に努めてまいります。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域又は市町で配置することとなっています。現在、本町ではコーディネーターを1人配置しております。また医療的ケア児支援における協議の場は、三重県南部6市10町と済生会明和病院などでここで構成する「みえる輪ネット（三重県南部医療的ケア地域支援連絡会議）」において実施しておりますが、引き続き医療的ケア児等の支援の充実に努めてまいります。

指 標	数 値	考え方
令和5年度末の児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末までの児童発達支援センター設置の目標値
令和5年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制	1か所	令和5年度末までの保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	令和5年度末までの重症心身障害者を支援する児童発達支援事業所の設置
令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所の設置	1か所	令和5年度末までの重症心身障害者を支援する放課後デイサービスの事業所の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	令和5年度末までの医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1人	医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	●総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制:体制の確保
------------	--

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

指 標	整備単位	考え方
令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保	1か所	令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の 基本指針	●障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制の構築: ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ・指導検査結果の関係市町村の共有
------------	--

町職員への障害福祉サービスに係る各種研修等の受講を推進するほか、事業者との連携を図り、障害福祉サービスの向上に向けた取組を進めます。

指 標	体制の構築	考え方
令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制の構築	有	令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制の構築

3 障がい福祉サービスの見込値

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・地域での生活を支えるための基本的なサービス。
- ・ホームヘルパーが自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯、掃除等を行います。
- ・障害支援区分Ⅰ以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）の方。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
時間	82	86	95	120	120	120
人	13	13	11	13	13	13

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

障がいの種別に関わらず必要なサービスが受けられるよう支援体制を構築するとともに、相談支援員、サービス提供事業者と連携しながら適正なサービスを提供します。

② 重度訪問介護

- ・重い障がいのある方の地域生活をサポートするサービス。
- ・重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、ホームヘルパーが自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯、掃除等、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
- ・障害支援区分が区分4以上（要介護3程度）で、二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が必要」以外と認定されている人が対象となります。

	実績値			見込値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
時間	0	0	0	100	100	100
人	0	0	0	1	1	1

※令和4年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

重度訪問介護の長時間滞在型サービスの、利用者のニーズに対応した適正なサービスが提供できるよう、相談支援員、サービス提供事業者と連携しながら適正なサービスを提供します。

③ 同行援護

- ・不安と不便を解消し安心して出掛けるためのサービス。
- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出時において、その障がいのある人に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等（代筆・代読含む）を行うサービスを提供します。ただし、身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上の方。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
時間	17	27	14	30	30	30
人	2	3	3	3	3	3

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

同行援護の外出時の援護など、ニーズに合った見込み量の確保のため、相談支援員、サービス提供事業者と連携しながら適正なサービスを提供します。

④ 行動援護

- ・障がいのある方の安全と安心をサポートするサービス。
- ・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護をする人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を提供します。
- ・障害支援区分が区分3（要介護2程度）以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
時間	0	33	69	100	100	100
人	0	1	1	2	2	2

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

行動援護については、ニーズに合った見込み量の確保のため、相談支援員、サービス提供事業者と連携しながら適正なサービスを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

- ・最重度の障がいのある方の地域生活を手厚くサポートするサービス。
- ・介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
- ・障害支援区分が区分6（要介護5程度）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有しており、四肢すべてに麻痺があり寝たきり状態の人のうち、気管切開を伴う人

人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人あるいは最重度の知的障がいのある人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
時間	0	0	0	0	0	100
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

相談支援員、サービス提供事業者と連携し、支援や援助を包括的に実施していきます。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

① 生活介護

- ・入浴からリハビリ、相談・助言まで幅広く提供するサービス。
- ・常に介護を必要とする人に、主に昼間に事業所で入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ・常時介護が必要な障害のある人で、障害支援区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、又は年齢が50歳以上で、障害支援区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	466	469	552	546	546	546
人	24	23	26	26	26	26

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

生活介護は、自立訓練、就労継続支援等の訓練等給付サービスを組み合わせて実施することが可能なため、相談支援員、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- ・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。
- ・リハビリとトレーニングで身体機能と生活能力の向上を目指すサービス（機能訓練）。
- ・地域生活への移行のためにADL（日常生活動作）の訓練を行うサービス（生活訓練）。
- ・ADLの向上を目指し泊まりによる訓練を提供するサービス（宿泊型）。

機能訓練	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	0	0	0	0	0	23
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

生活訓練	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	12	0	0	23	23	23
人	1	0	0	1	1	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

現在、機能訓練の利用者はいませんが、障がいのある人に応じた支給が出来るよう、相談支援員、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

③ 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。
- ・一般就労に向けて様々な面からサポートするサービス。

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	18	44	15	46	46	46
人	1	2	1	2	2	2

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

自立生活に向けての支援を進めるため、相談支援員、サービス提供事業者と連携し、適正なサービスを提供できるよう支援します。

④ 就労継続支援 A型（雇用型） B型（非雇用型）

- ・一般企業等への就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・A型（雇用型）：「労働者」として働きながら一般企業への就職を目指すサービス。
- ・B型（非雇用型）：就労機会と生産活動を通して次のステップを目指すサービス。

		実績値			見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
A型	人日分	80	47	41	46	46	46
	人	4	3	2	2	2	2
B型	人日分	413	436	467	598	598	598
	人	23	25	26	26	26	26

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

障がいのある人の日中活動の場として、就労継続支援の利用が多い状況です。今後も日中活動の場としての利用を推進するため相談支援員、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

⑤ 就労定着支援

- 福祉施設から一般就労へ移行した者に障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	0	10	24	24	24	24
人	0	1	2	2	2	2

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

計画相談員、サービス提供事業者と連携しながら必要なサービスが受けられるよう支援します。

⑥ 療養介護

- 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をしています。
- 医療機関での入院生活を支えるサービス。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

⑦ 短期入所（ショートステイ）

- ・自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・もしもの時だけでなく、介護者の休息のためにも利用できるサービス。
- ・障害支援区分1以上の人等が対象になります。

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	26	41	17	49	49	49
人	5	6	3	7	7	7

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

地域で生活するうえで、介護者の負担軽減等を図れるよう相談支援員、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

(3) 居住系サービスの見込み量と確保方策

① 共同生活援助（グループホーム）

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ・地域での少人数の共同生活を支援するサービス。
- ・障がいのある方（身体障がいのある方にあっては、65歳未満の方又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）が対象になります。

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	19	18	21	21	21	21

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

地域移行を促進するために、利用者の状態に応じた地域生活の基盤となる住まいの場の確保に努め、相談支援員、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

② 施設入所支援

- ・夜間や休日、施設に入所している人に、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・暮らしの場と生活上の支援を提供するサービス。
- ・障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人人が対象になります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	17	18	18	18	18	17

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

施設から地域生活へ移行することを基本として、相談支援員、施設関係者、サービス提供事業者と連携を図り適正なサービスを提供できるよう支援します。

③ 自立生活援助

- ・施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

自立生活援助については、地域生活への移行者数の目標達成に必要な支援ニーズを考慮し、適正なサービスを提供できるよう努めます。

(4) 相談支援の見込量と確保方策

① 計画相談支援

- ・障がいのある人の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもので、利用者像は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人又は障がいのある子どもとなります。なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、町が、介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないこともあります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	171	201	204	200	200	200

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

利用者のニーズも高く、今後も安定したサービスの提供に向けて、個別支援計画の作成やモニタリングを実施し、個々の障がいのある人の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援事業者と連携を図ります。

② 地域移行支援

- ・「施設・病院から地域へ」を支援するサービス。
- ・住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うもので、障害者支援施設等に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	2	0	0	0	0	10
人	1	0	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

相談支援員や関係者、地域の方たちと協議、連携を図りながら地域生活に移行可能な体制づくりを図ります。

③ 地域定着支援

- ・地域生活の継続のための支援を行うサービス。
- ・常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うもので、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	1	1	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

相談支援員や関係者、地域の方たちと協議、連携を図りながら地域生活に移行可能な体制づくりを図ります。

(5) 障害児支援の見込量と確保方策

① 児童発達支援

- ・地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技術の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）、医療型については上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童が利用できます。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	18	17	18	21	21	21
人	6	7	5	7	7	7

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

圏域で設置した「おおぞら児童園」を主にして、サービスを提供できるよう相談支援員、サービス提供事業者と連携して見込み量の確保に努めます。

② 放課後等デイサービス

- ・学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。
- ・学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある児童が利用できます。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	123	91	145	144	144	144
人	12	9	12	12	12	12

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

相談支援員、サービス提供事業者と連携を図り、見込み量の確保に努めます。

③ 保育所等訪問支援

- ・障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育園などを訪問し、障がいのある園児や保育所などのスタッフに対し、障がいのある園児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能。

- ・保育園に在籍している障がいのある園児が利用できます。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	0	0	0	10	4	2
人	0	0	0	5	2	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

町の事業としては、保健師が定期的に訪問し、個別に助言や指導を行っている支援を引き続き実施していきます。また、サービス支援としては、圏域で設置した「おおぞら児童園」との連携を含め、支援体制を図ります。

④ 障害児相談支援

- ・障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	32	39	33	29	29	29

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

利用者のニーズも高く、今後も安定したサービスの提供に向けて、個別支援計画の作成やモニタリングを実施し、個々の障がいのある人の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援事業者と連携を図ります。

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- ・医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整します。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	1	1	1	1	1	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

コーディネーター資格保持者と「みえる輪ネット（三重県南部医療的ケア地域支援連絡会議）」と連携し、利用者のニーズに対応した支援が提供できるよう努めます。

⑥ 医療型児童発達支援

- ・上肢、下肢又は体幹機能に障害のある子どもに対する児童発達支援及び治療を行います。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	0	0	0	0	0	12
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

済生会明和病院などこの事業の実施を確保しながら、利用者のニーズに対応できるようコーディネーター及び関係機関等と連携し、支援に努めます。

⑦ 居宅訪問型児童発達支援

- ・重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	0	0	0	0	0	12
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

済生会明和病院などこの事業の実施を確保しながら、利用者のニーズに対応できるようコーディネーター及び関係機関等と連携し、支援に努めます。

4 地域生活支援事業の見込値

(1) 必須事業の見込量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

- ・障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深める研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

② 自発的活動支援事業

- ・障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

[サービス見込み量確保の方策]

理解促進研修・啓発事業として、学校現場における福祉実践教育をはじめ、講演会、イベント、出前講座等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。

また、障害のある子どもの余暇支援や、地域の人達とのふれあい・交流の充実を図ります。

自発的活動支援事業については、当事者団体や地域のボランティア団体等と連携し、実施に向けた取り組みを進めます。

③ 相談支援事業

- ・相談支援事業は、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護を行う人からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がいのある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、他の障がいのある人の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。
- ・障がいのある人が気軽に相談できるよう、身近な窓口体制の確立を図ります。さらに、各課・施設等において第一次的な相談を受けられるよう、職員の研修に努めます。また、福祉サービスに関する苦情の受け付け・対応についても検討を行います。
- ・また平成24年の法改正により、総合的な相談業務を実施する機関として基幹相談支援センターの設置が求められています。

ア 障害者相談支援事業

- ・障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人や家族、介護をしている人からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会との連携等を行います。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1
実人数	11	44	84	90	90	90

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

利用者のニーズも高く、今後も安定したサービス提供に向けて相談支援体制の充実を図ります。

イ 市町村相談支援機能強化事業

- ・基幹相談支援センターとしての機能を有しており、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図るとともに、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の取組を行います。
- ・具体的な事業内容としては、専門的な相談支援事業等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等です。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

④ 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービス利用等の観点から成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで成年後見制度の利用を支援するほか、成年後見制度の普及促進を図ることでこれらの障がいのある人の権利擁護に資することを目的としています。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用件数	0	1	0	1	1	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

成年後見制度に関する情報の周知を図り、利用促進を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

成年後見制度に関する情報の周知を図り、法人後見人の確保に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

- 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳	0	0	0	1	1	1
要約筆記	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

適切にサービスを利用できるよう、情報の周知や三重県聴覚障害者協会との連携を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

- ・重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

	実 績 値			見 込 値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	0	4	5	3	3	3
自立生活支援用具	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	1	2	4	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	4	8	2	5	5	5
排泄管理支援用具	178	200	192	190	190	190
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	4	3	2	3	3	3

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保の方策]

適切にサービスを利用できるよう、相談支援員やサービス提供事業者との連携を図ることともに、情報の周知や障がいの特性に合った日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

- ・手話奉仕員（日常会話をを行うのに必要な手話を習得した者）の養成を通じて、手話や聴覚障害のある人に対する町民の理解・啓発を進めるとともに、聴覚障害のある人と健聴者の交流の促進を図ります。

⑨ 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活と社会参加を促進します。

	実 績 値			見 込 値		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ人数	40	31	34	35	35	35
時間	400	328	136	150	150	150

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

相談支援員、サービス提供事業者と連携を図りながら、サービスの提供の見込み量の確保に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

- ・障がいのある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うため、継続して事業者に委託することにより「地域活動支援センター事業」の充実を図ります。

ア 基礎的事業

- ・地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うものです。

イ 機能協化事業

- ・基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴等のサービス等の事業を併せて行うことで、

充実した地域活動支援センター事業を実施します。

		実績値			見込値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ア 基礎的 事業	利用者数	0	0	0	0	0	10
	実施箇所	0	0	0	0	0	1
イ 機能強化 事業	実施箇所	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

地域活動支援センターは、日中活動の重要な場として、相談支援の窓口として位置づけられなければならない事業ではあるものの、利用人数（定員）の確保ができない状況です。

隣接町などのサービス提供事業者と連携をとり、設置に向けて働きかけることに努めます。

(2) 任意事業の見込量と確保方策

① 日中一時支援事業

- ・障がいのある人等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	187	146	94	150	150	150

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込量確保の方策]

隣接町を含む当管内には、日中活動系のサービス事業者が少ないため、障がい福祉サービス事業者はもとより、介護保険サービス事業者の協力の下、障がい程度区分に関わらず、障がい児（者）の日中の活動の場として位置づけ、それぞれの相談支援員、サービス提供事業所と連携を図りながら見込量の確保に努めます。

② 福祉ホーム事業

- ・現に住居を求めている障がいのある人につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与されることにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	1	1	1	1	1	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込量確保の方策]

運営については、障がいのある人のための住居を、整備・提供する社会福祉法人等に委託して行い、相談支援員、サービス提供事業者と連携を図りながら見込量の確保に努めます。

③ 生活訓練事業

- ・視覚障がいのために、日常生活や歩行に支障がある障がい児（者）に対し、歩行訓練士が自宅等に訪問して、生活訓練及び歩行訓練の支援を行い、自立生活の便宜を図ります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	42	53	46	50	50	50

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

適切な事業運営ができる社会福祉法人等に委託して行い、日常生活に係るその他のサービス事業者とも連携して、見込み量の確保に努めます。

④ 訪問入浴サービス事業

- 障がいのある人に対し、移動入浴車を派遣し入浴を実施することにより重度の障がいの方等の福祉の向上と介護者の負担軽減を図ります。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	2	2	1	1	1	1
件数	213	135	24	156	156	156

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

⑤ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- 住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障がいのある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対して、入居に必要な調整等に関する支援を行う事業です。

	実績値			見込値		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は、12月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

住宅入居等支援事業制度に関する情報の周知を図り、利用促進を図ります。

資料

資料

1 大紀町自立支援協議会設置及び運営要綱

(設置目的)

第1条 障害のある人やその家族が、障害の状態や年齢にかかわらず地域の中で安心して生活を送ることができるような地域づくりを行うため、関係者が共同して地域生活に関する課題を協議する大紀町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 個別事例及び困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 障害福祉サービスに係る実態及び改善に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (5) その他福祉ニーズへの対応策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、個別ケース会議、地域調整会議、地域検討会議及びサービス部門会議で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療及び福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 前3号に掲げる者のか、町長が必要と認める者

2 個別ケース会議は、障害のある人及びその家族（以下「障害者等」という。）、相談支援事業所職員及び行政職員等の関係者で構成し、障害者等に対する支援等について協議する。

3 地域調整会議は、5人以内の委員で構成し、個別ケース会議で協議されたもののうち、地域全体の課題として検討することが必要であると判断したものを地域検討会議に送致する。

また、福祉サービス事業所の担当者等とサービス上の課題について協議を行う。

4 地域検討会議は、7人以内の委員で構成し、地域調整会議から送致された課題について協議を行い、その対応を決定する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員のうちからそれぞれ互選する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地域検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 地域検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、大紀町健康福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置・運営に必要なことは、町長が別に定める。

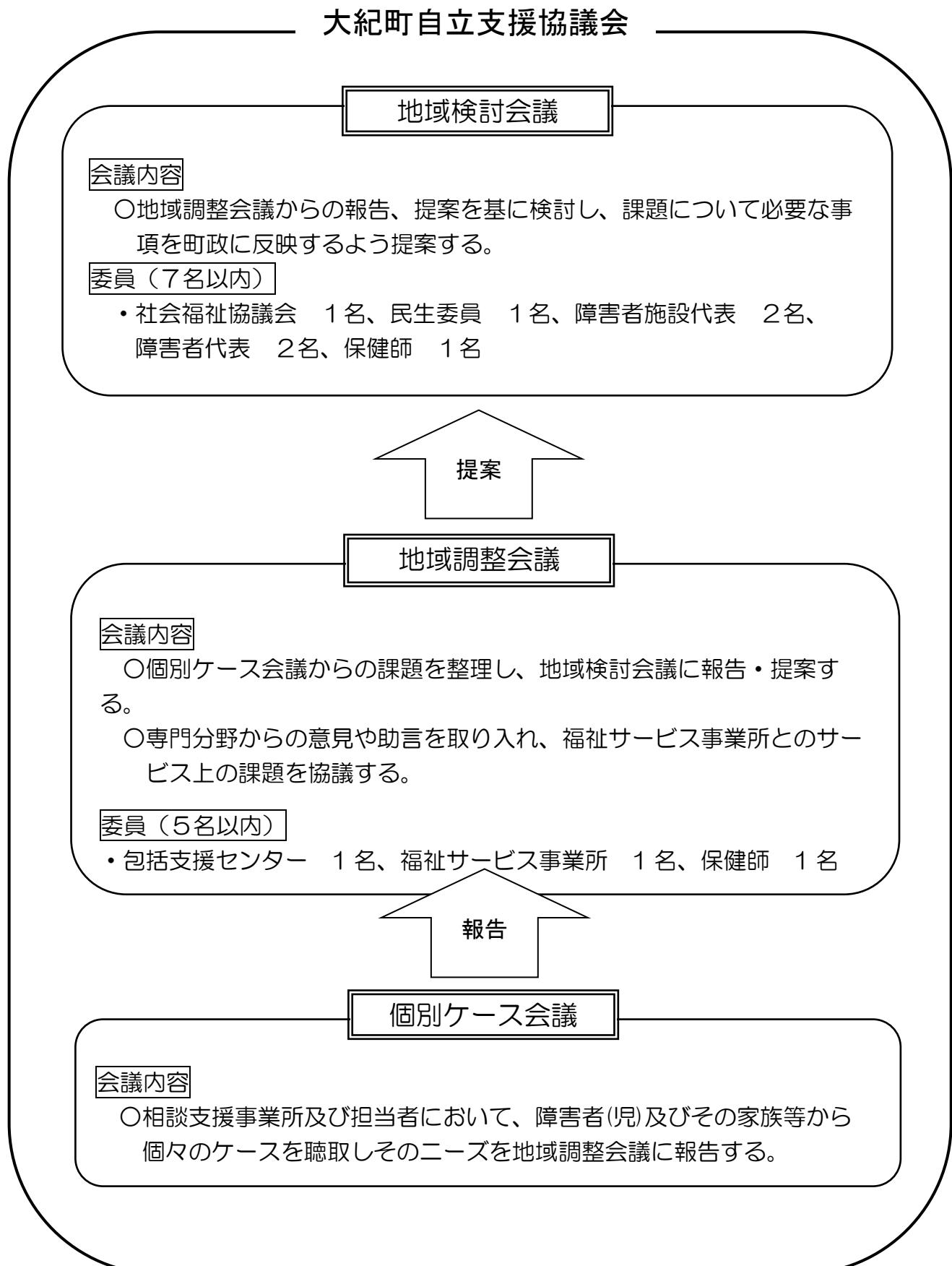
附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行日以降、初回の委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、委嘱日から平成24年3月31日とする。

3 この要綱の施行日以降、最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、事務局長が招集する。

2 大紀町自立支援協議会と会議の流れ



3 大紀町自立支援協議会委員名簿

役職	氏 名	所 属
会 長	西村 主	大紀町身体障害者福祉会
副会長	久世 昌史	大紀町社会福祉協議会
委 員	西 多美	大紀町民生委員児童委員協議会
委 員	有吉 久子	グループホームひだまり／やまびこ 作業所
委 員	前納 欣人	障害者支援施設 れんげの里
委 員	堀内 幸子	特別養護老人ホーム 共生園
委 員	秀崎 太香子	健康福祉課 保健師

4 計画策定の経過

実施日	内容
令和2年10月 ～ 令和3年1月	基礎調査の実施 ・計画に関するアンケート調査 ・聞き取り及び事業棚卸し
令和3年2月10日	第1回大紀町自立支援協議会委員会開催 ・アンケート調査結果報告 ・計画（案）内容の協議
令和3年2月18日 ～ 令和3年3月3日	「大紀町第2期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」（案）に関するパブリックコメントを実施
令和3年3月10日	第2回大紀町自立支援協議会委員会開催（書面会議） ・第1回委員会における協議内容及びパブリックコメント結果を踏まえた最終計画案の確定協議

大紀町第2期障がい者計画 第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

発行 大紀町

編集 健康福祉課

〒519-2703

三重県度会郡大紀町滝原 1610 番地1

TEL : 0598-86-2216 FAX : 0598-86-3276